



# 旅行特別補償保険 旅行事故対策費用保険

旅行会社のお客様等が、旅行業約款に基づき補償金・見舞金を支払われる場合、旅行参加者の事故に対応するための各種費用を負担される場合に保険金をお支払いします。



## 商品概要

旅行者が企画旅行に参加中に事故に遭われた際のケガ・携行品の損害（オプション）に対して、被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行業約款の特別補償規定に基づいて、補償金・見舞金の支払責任を負った場合に保険金をお支払いします。

## 対象となる旅行の範囲

企画旅行が対象となります。

※企画旅行とは、旅行者の募集のためにあらかじめ、または旅行者からの依頼により、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービス内容並びに旅行者が支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

## 企画旅行に参加中とは

企画旅行に参加中とは、「旅行サービスの提供を受けることを開始した時から完了した時まで」の期間をいいます。具体例は下表のとおりです。

	サービスの提供を受けることを開始した時	サービスの提供を受けることを完了した時
受付または解散の告知が行われる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>受付完了時                             <ol style="list-style-type: none"> <li>参加者名簿による参加者個々のチェック終了時。 ただし、グループ旅行の場合で、その代表者が申込みをしており、そのグループの参加者名簿がない場合は、代表者が全員集合した旨を添乗員等に申告して受け付けられた時。</li> <li>参加者名簿がないときは、あらかじめ指定された集合時間。 ただし、明らかに集合場所に到着していない方を除きます。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解散を告げた時、または、旅行日程の最終目的地である駅、飛行場等の構内を出た時</li> </ul>
1. 航空機利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>搭乗手続きの完了時 空港において航空機に座席指定（座席指定のない場合には、その便への搭乗を承認する行為。）を受けた時、手荷物を預託した時又はボディチェック（搭乗のためのものをいい、搭乗者以外も対象とします。例えば京成成田におけるようなボディチェックは含みません。）を受けた時のうちいずれか早い時。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗客のみが入場できる飛行場構内からの退場時</li> </ul>
2. 船舶利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗船手続きの完了時                             <ol style="list-style-type: none"> <li>乗船券引換窓口で乗船券を受け取った時。</li> <li>乗船券引換窓口がなく、改札がある場合は改札終了時。ただし、乗船前に旅行参加のために個別に利用する運送機関があり、乗船のために改札を経ず乗船（乗船とは乗船の目的をもって、はしけ、タラップに足をかけた時をいいます。）する場合は乗船名簿の提出時。</li> <li>乗船券引換窓口および改札が共にない場合は乗船時。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下船時                             <ol style="list-style-type: none"> <li>改札がある場合は改札終了時。</li> <li>上記以外は下船時（下船とは下船の目的をもって、はしけ、タラップから足を離れた時をいいます。）</li> </ol> </li> </ul>
3. 鉄道利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>改札の終了時または改札のないときはその列車乗車時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改札終了時または改札のないときはその列車降車時</li> </ul>
4. 車両、バス、タクシー等利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗車時                             <ol style="list-style-type: none"> <li>乗車場があり、改札がある場合は、その改札終了時。</li> <li>道路上等改札のない乗車場で乗車する場合は車のステップに足をかけた時。</li> <li>レンタカーを旅行業者が提供した場合は所定の借入手続終了時。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降車時                             <ol style="list-style-type: none"> <li>降車場があって改札がある場合は、その改札終了時。</li> <li>道路上等改札のない降車場で降車する場合は車のステップから降りた時。</li> <li>レンタカーを旅行業者が提供した場合は所定の返還手続終了時。</li> </ol> </li> </ul>
5. 宿泊施設利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設への入場時                             <ol style="list-style-type: none"> <li>建物または敷地の境界に入った時（自家用車による旅行の場合もこれによります。）</li> <li>旅館、ホテルの送迎車の場合はその車両に乗車した時。ただし、旅行日程により集合場所がその車両への乗車場所に指定されていた場合に限りします。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設からの退場時                             <ol style="list-style-type: none"> <li>建物または敷地の境界から出た時（自家用車による旅行の場合もこれによります。）</li> <li>旅館、ホテルの送迎車の場合はその車両から降りた時。ただし、旅行日程により解散場所がその車両からの降車場所に指定されていた場合に限りします。</li> </ol> </li> </ul>
6. その他の施設利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用手続完了時                             <ol style="list-style-type: none"> <li>改札がある場合は改札終了時。</li> <li>神社・仏閣、飲食店等、受付場所がその敷地または施設内にある場合はその敷地または施設に入る時。</li> <li>施設の指定した送迎車を利用する場合はその車両に乗車した時。ただし、旅行日程により集合場所がその車両への乗車場所に指定されていた場合に限りします。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設からの退場時                             <ol style="list-style-type: none"> <li>改札がある場合は改札終了時。</li> <li>神社・仏閣、飲食店等の場合はその敷地または施設から出た時。</li> <li>施設の指定した送迎車を利用する場合はその車両から降りた時。ただし、旅行日程により解散場所がその車両からの降車場所に指定されていた場合に限りします。</li> </ol> </li> </ul>

受付または解散の告知が行われない場合

**保険金額** 1 旅行者につき下記金額を限度とします。

補償項目	旅行者 1 人あたりの保険金額	
	国内旅行	海外旅行
死亡・後遺障害補償	1,500万円	2,500万円
入院見舞費用	入院日数 180 日以上	40万円
	入院日数 90 日以上 180 日未満	20万円
	入院日数 7 日以上 90 日未満	10万円
	入院日数 7 日未満	4万円
通院見舞費用	通院日数 90 日以上	10万円
	通院日数 7 日以上 90 日未満	5万円
	通院日数 3 日以上 7 日未満	2万円
携行品損害補償（オプション）	14万7,000円（免責金額（自己負担額）1事故あたり3,000円）	

※被保険者（保険の補償を受けられる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

お支払いする  
保険金の種類

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

<p><b>死亡補償保険金</b></p>	<p>旅行者が企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日から180日以内に死亡され（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、かつ、被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者の法定相続人に対して死亡補償金の支払責任を負った場合。</p>	<p>死亡・後遺障害補償保険金額を限度に死亡補償金の額</p> <p>❶ その旅行者について、既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、下記の額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{お支払限度額} = \text{死亡・後遺障害補償保険金額} - \text{既に支払われた後遺障害補償保険金の額}</math> </div>	<p>たとえば、次のような事由により旅行者に生じたケガにより被保険者（保険の補償を受けられる方）が被った損害に対しては保険金をお支払いしません。</p> <p>① ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または旅行者の故意</p> <p>② 死亡補償金を受け取るべき者の故意</p> <p>③ 旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④ 旅行者の酒酔運転中または無免許運転中に生じた事故</p> <p>⑤ 旅行者の脳疾患、疾病または心身喪失</p> <p>⑥ 旅行者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑦ 外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）</p> <p>⑧ 戦争、その他の変乱*2</p> <p>⑨ 放射線照射、放射能汚染</p> <p>⑩ 地震、噴火またはこれらによる津波（国内旅行の場合に限ります。）</p> <p>⑪ むちうち症・腰痛で他覚症状のないもの</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p><b>後遺障害補償保険金</b></p>	<p>旅行者が企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日から180日以内に身体に後遺障害が生じ、かつ、被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して後遺障害補償金の支払責任を負った場合。</p>	<p>（後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害補償保険金額の3%～100%の金額を限度に後遺障害補償金の額</p> <p>❶ お支払い額は、旅行者1名について、保険期間を通じて合計で死亡・後遺障害補償保険金額を限度とします。</p>	
<p><b>入院見舞費用保険金</b></p>	<p>旅行者が企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合で、被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して入院見舞金の支払責任を負った場合。</p>	<p>入院日数に応じて、入院見舞費用保険金額を限度に入院見舞金の額*1</p> <p>※入院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、入院見舞費用保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>*2 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</p>
<p><b>通院見舞費用保険金</b></p>	<p>旅行者が企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、3日以上通院（往診を含みます。）された場合で、被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して通院見舞金の支払責任を負った場合。</p> <p>ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。</p> <p>❶ 平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。</p>	<p>通院日数に応じて、通院見舞費用保険金額を限度に通院見舞費用の額*1</p> <p>※通院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、通院見舞費用保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>旅行者が次の行為を行っている間に生じた事故により被保険者（保険の補償を受けられる方）が被った損害に対しては、その行為が旅行日程に含まれている場合で、かつ、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいた場合に限り、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ</li> <li>・自動車、原動機付自転車またはモーターボートによる競技、競争、興行、試運転</li> <li>・路線航空機以外の航空機操縦</li> </ul>
<p><b>携行品損害補償保険金（オプション）</b></p>	<p>企画旅行中に旅行者の携行品*3が盗難、破損、火災等の偶然な事故によって損害を受け、被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に損害補償金を支払う場合。</p> <p>*3 携行品とは？ 旅行者が所有かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、航空券、パスポート、コンタクトレンズ、各種書類等は含みません。</p>	<p>携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とし、時価額*4または修繕費のいずれか低い額を限度に損害補償金の額から旅行者1名につき1回の事故につき免責金額（自己負担額）3,000円を差し引いた額</p> <p>❶ お支払いする保険金は、旅行者1名につき、14万7,000円が限度となります。</p> <p>*4 時価額とは？ 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<p>上記①、③、④、⑧～⑩に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行者と世帯を同じくする親族の故意</li> <li>・携行品が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い</li> <li>・携行品の置き忘れまたは紛失</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

\*1 同一の旅行者が入院かつ通院した場合には、入院見舞費用保険金と通院見舞費用保険金（通院日数に入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたうえで、通院見舞費用保険金を算出します。）のいずれか大きい金額（同額の場合には入院見舞費用保険金）のみをお支払いします。

## 保険料

国内旅行					海外旅行				
補償項目 保険期間	死亡・後遺障害 補償(保険金額 1,500万円)	入院見 舞費用	通院見 舞費用	携行品 損害補償	補償項目 保険期間	死亡・後遺障害 補償(保険金額 2,500万円)	入院見 舞費用	通院見 舞費用	携行品 損害補償
1日(日帰り)	45円	2円	6円	14円	3泊4日まで	318円	2円	7円	33円
1泊2日	51円	2円	6円	15円	5泊6日まで	515円	4円	13円	53円
2泊3日	56円	3円	9円	17円	7泊8日まで	633円	6円	17円	66円
3泊4日	60円	3円	9円	19円	10泊11日まで	698円	7円	20円	73円
6泊7日まで	75円	5円	15円	24円	14泊15日まで	830円	8円	23円	86円
13泊14日まで	104円	7円	21円	31円	17泊18日まで	883円	9円	26円	92円
29泊30日まで	170円	13円	40円	47円	21泊22日まで	1,015円	10円	31円	107円
					24泊25日まで	1,080円	10円	31円	112円
					27泊28日まで	1,203円	11円	34円	125円
					30泊31日まで	1,268円	12円	37円	133円

※ 保険のご契約期間は日本のカレンダーによる出発日、帰着日で数えます。また、企画旅行の日程に、旅行業者の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日(=無手配日)がある場合には、その日数を除いた日数に対応する区分の保険料を適用してください。

## 包括契約割引

1 包括契約の取扱旅行者数により、次の割引率が適用されます。

国内旅行		海外旅行	
年間取扱 旅行者数	割引 率	年間取扱 旅行者数	割引 率
100,000名以上 200,000名未満	5%	3,000名未満	5%
		3,000名以上 6,000名未満	7.5%
200,000名以上 500,000名未満	10%	6,000名以上 10,000名未満	10%
		10,000名以上 30,000名未満	12.5%
500,000名以上	20%	30,000名以上 100,000名未満	15%
		100,000名以上	20%

※ 包括契約割引は、保険料率にかけるため、左記保険料にかけたものと端数が異なる場合がありますのでご注意ください。

## 保険金のお支払い方法

### 1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)へ保険金をお支払いする方法

- ① 旅行業約款に基づく請求を受けた場合は、被保険者(保険の補償を受けられる方)から旅行者またはその法定相続人に補償金または見舞金をお支払いいただけます。
- ② 上記①の後、被保険者からの保険金請求(旅行者またはその法定相続人の領収書を添付)に基づき弊社から被保険者に保険金をお支払いします。

### 2. 直接旅行者の口座に保険金を振込む方法

- ① 旅行業約款に基づく補償金または見舞金の請求を受けた際に、被保険者(保険の補償を受けられる方)は、旅行者またはその法定相続人から承諾書(弊社から受け取る保険金を補償金または見舞金に充当することの承諾書)を受領します。
- ② 上記①の後、被保険者からの保険金の振込み請求\*1に基づき、指定された旅行者またはその法定相続人の口座に弊社から保険金をお振込みします。

\* 1 旅行者またはその法定相続人の承諾書を添付したうえで旅行者またはその法定相続人の銀行預金等の口座をご連絡ください。

※ 携行品損害補償担保特約をセットしている場合はこの方法ではお支払いできません。

## 旅行パンフレット等への記載文言について

旅行パンフレット等の特別補償規程に関する説明欄に以下の内容を記載して、旅行者に対して旅行特別補償保険が契約されていることを説明してください(下記記載例の下線部分)。

### 《記載例(募集型企画旅行の場合)》

#### 特別補償規程

- (1) 当社は上記○に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
- (2) 当社が、募集型企画旅行契約約款第27号第1項の責任を負うことになったときは、この補償金を、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービスの提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金および見舞金を支払いません。
- (4) 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。
- (5) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、その日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

なお、当社がこの特別補償規程に基づく保険金を支払う保険に加入している場合には、補償金または見舞金が保険会社より支払われることがあります。

### 商品概要

旅行者が旅行行程中に事故に遭い、被保険者（保険の補償を受けられる方）が各種費用を負担された場合に保険金をお支払いします。

### 対象となる旅行の範囲

- ・ 旅行業者、その代理業者および手配代行者が取扱う企画旅行または手配旅行
  - ・ 企業・商店会等が行う招待旅行
  - ・ 一般企業、官公庁または学校法人が行う海外調査、視察出張、留学等
- ※旅行会社が取扱う手配旅行のうち、乗車券のみ、旅館券のみの手配のように氏名や旅行期間の把握が困難なものはお引受けの対象とはなりません。



### ご契約手続きの流れ（包括契約（毎月報告・毎月精算）方式の場合）

#### 1. 対象となる旅行者の範囲をお決めいただけます。

企画旅行契約、手配旅行契約等のうち、保険の対象となる範囲をお決めください。たとえば、

①〇〇ツアー、〇〇バック等ブランド商品単位

②海外旅行のすべて 等

※あらかじめ対象となる旅行者の範囲を客観的かつ明確な基準により特定できない場合は、包括契約方式によらず、旅行のつど個別契約方式にて事前にお申込みいただくこととなります。

#### 2. 保険金額（ご契約金額）をお決めいただけます。

旅行先別に保険金額（旅行者1名あたり）をお決めください。標準的な保険金額（ご契約金額）は下表のとおりです。

旅行先		保険金額（ご契約金額）
国内旅行		100万円
海外旅行	ハワイ、グアム、東南アジア	150万円
	北米、中米	200万円
	中近東、大洋州	250万円
	ヨーロッパ、南米、アフリカ	400万円

上記の保険金額以外でお引受けの場合は次の金額の範囲内でお決めください。

海外旅行：100万円～500万円

国内旅行：50万円～300万円

#### 3. ご契約締結と同時に暫定保険料をお支払いいただけます。

①包括契約に関する特約をセットし、事務手続きの詳細は保険証券添付明細書で定めます。

②1か月分相当の旅行者数、保険金額（ご契約金額）、保険期間（保険のご契約期間）等により算出される保険料を暫定保険料として、契約締結時にお支払いいただけます。

この暫定保険料は特約期間（1年）が満了するときに精算します。

#### 4. ご契約内容を毎月1か月分ずつとりまとめてご報告いただくとともに、その月分の確定保険料をお支払いいただけます。

①毎月一定日（たとえば5日）に前月中の旅行者数、旅行期間、保険金額等を記載した「包括契約通知書」をご提出いただけます。

②上記①のご報告に相当する保険料を確定保険料としてお支払いいただけます。

※契約時に特約期間（1年）分相当の暫定保険料をお支払いいただき、特約期間終了後に毎月の通知に基づく確定保険料との間で差額を精算する方式もあります。詳しくは代理店または弊社にお問い合わせください。



※被保険者（保険の補償を受けられる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

- 疾病危険等担保特約セット時に対象となります。  
この場合にお支払いする事故対応費用保険金を社員現地派遣費用のみに限定することができます。
- 支払責任の拡大に関する特約セット時に対象となります。

## 保険金をお支払いする場合

## お支払いする保険金

## 保険金をお支払いしない主な場合

### 国内旅行の場合

旅行行程中に旅行者が、  
①傷害事故および急性中毒  
旅行行程中の事故によるケガ\*1等のために  
○事故の日から180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）  
○通算して7日以上入院された場合  
②遭難  
急激かつ偶然な外来の事故によって遭難し、48時間以内に発見されない場合  
③不法な支配  
ハイジャック等により身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合

旅行行程中に旅行者が、  
①死亡  
a. 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ\*1等のために事故の日から180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）

b. 病気により旅行行程中または旅行行程終了後30日以内に死亡された場合（ただし、旅行行程終了後の死亡については、旅行行程中に発病し、医師の治療を開始した場合に限りです。）  
c. 妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として旅行行程中に死亡された場合

②入院  
a. 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ\*1等のために通算して7日以上入院された場合\*2

b. 病気\*3を直接の原因として継続して7日以上入院された場合\*2  
（ただし、旅行行程終了後に開始した入院については、旅行行程中に発病し、医師の治療を開始した場合に限りです。）

③遭難  
急激かつ偶然な外来の事故によって遭難し、48時間以内に発見されない場合  
④不法な支配  
ハイジャック等により身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合

⑤自殺  
旅行行程中に自殺行為を行いその日を含めて180日以内に死亡された場合、またはその自殺行為を直接の原因として継続して7日以上入院された場合\*2  
⑥行方不明  
旅行行程中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合

- \*2 救援者費用保険金の救援者現地派遣費用については、3日以上入院された場合
- \*3 旅行出発前に発病した病気についても対象とします（ただし、旅行行程中に入院を開始した場合に限りです。）。)

**事故対応費用保険金**  
事故の日から180日以内に被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担した次の費用をお支払いします。  
①社員現地派遣費用  
②ランドオペレーター費用  
③通信連絡費用  
④緊急応対関係費用  
⑤現地捜索費用

**救援者費用保険金**  
被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担した次の費用をお支払いします。  
①救援者現地派遣費用（2名限度）

**ただし、3日から6日までの入院の場合は1名限度**

- ②傷者移送費用
- ③遺体移送費用・遺体処理費用

**見舞費用保険金**（セットできない場合があります。）  
事故発生のため、被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行者または法定相続人に対して負担した次の費用をお支払いします（保険期間を通じ、下記金額が限度）。  
①弔慰金（1名につき30万円を限度）  
②見舞金（1名につき10万円を限度）

**臨時費用保険金**  
事故のため被保険者（保険の補償を受けられる方）が通訳料等として臨時に負担した費用に対して、事故対応費用保険金\*4および救援者費用保険金の合計額の20%をお支払いします。  
ただし、保険期間を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。

$$30 \text{万円} \times \frac{\text{保険金お支払の対象となる旅行者数}}{\text{}}$$

\*4 社員現地派遣費用のうち出張手当を除きます。

- たとえば、次のような事由により旅行者に生じたケガにより被保険者（保険の補償を受けられる方）が被った損害に対しては保険金をお支払いしません。
- ①ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）、旅行者の故意または重大な過失
- ②旅行者の自殺行為\*5、犯罪行為または闘争行為
- ③旅行者の無免許運転中または酒酔運転中の事故
- ④旅行者の脳疾患、疾病\*5または心神喪失
- ⑤旅行者の妊娠、出産、早産または流産\*5
- ⑥外科的手術その他の医療処置
- ⑦戦争、その他の変乱\*6
- ⑧放射線照射、放射能汚染
- ⑨地震、噴火またはこれらによる津波\*7

- \*5 海外旅行の場合で、疾病危険等担保特約がセットされているときは、左記「保険金をお支払いする場合」の□部分に限り、保険金をお支払いします。
- \*6 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為は除かれます。
- \*7 ⑨については国内旅行のみ保険金をお支払いできません。海外旅行の場合には保険金をお支払いします。

- 以下の行為を行っている間に生じた事故によるケガにより被保険者（保険の補償を受けられる方）が被った損害に対しては、それぞれの行為が旅行日程に含まれている場合で、かつ、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいた場合に限り、保険金をお支払いします。
- ①ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポップスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗 等
- ②自動車等またはモーターボートによる競技、競争、興行、試運転 等



\*1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した結果急激に生じる中毒症状を含みます。したがって通常の赤痢・コレラ等は対象となりません。

## 保険金の支払限度等

- お支払いする保険金の額は、事故対応費用保険金・救援者費用保険金・見舞費用保険金・臨時費用保険金を合算して保険期間（保険のご契約期間）を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。

$$(1 \text{名あたりの保険金額 (ご契約金額)}) \times (\text{保険金お支払いの対象となる旅行者数})$$

- 各保険金のお支払いは、被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担することが必要かつやむを得ないものとして社会通念上妥当と認められる額に限ります。

## 保険料

### 個別契約方式の場合

海外旅行は疾病危険等担保特約・支払責任の拡大に関する特約・見舞費用保険金をセットする場合の保険料例です。

※一般企業、官公庁または学校法人を被保険者（保険の補償を受けられる方）とし、被保険者が行う招待旅行以外の旅行を対象とする場合には、見舞費用保険金をセットすることはできません。招待旅行には、参加者が一部費用を負担する場合も含まれます。

(旅行参加者1名あたりの保険金額・保険料)

旅行の種類		国内旅行	海外旅行			
保険金額 (ご契約金額)		100万円	150万円	200万円	250万円	400万円
保険期間	2泊 3日まで	50円	150円	200円	250円	400円
	3泊 4日まで	70円	180円	240円	300円	480円
	5泊 6日まで	100円	300円	400円	500円	800円
	7泊 8日まで	130円	375円	500円	625円	1,000円
	10泊 11日まで	140円	405円	540円	675円	1,080円
	14泊 15日まで	170円	480円	640円	800円	1,280円

上記以外の保険金額・補償・保険期間をご希望の場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。

### 包括契約方式の場合

包括契約方式（海外旅行は「支払責任の拡大に関する特約」をセットしたご契約）の場合、次のとおりです。

#### 1. 基本料率

(旅行者1名、保険金額(ご契約金額)1,000円、保険期間(保険のご契約期間)1年につき)

- ①国内旅行の場合 ..... 1.30円
- ②海外旅行の場合 ..... 1.92円

(実際には、旅行日数に応じ基本料率の日割を適用します。)

#### 2. 見舞費用不担保割引

(被保険者(保険の補償を受けられる方)が一般企業、官公庁または学校法人の場合(被保険者が行う招待旅行を除く)は必ず適用)

- ①国内旅行の場合 ..... 0.10円
- ②海外旅行の場合 ..... 0.12円

#### 3. 疾病危険等担保割増(海外旅行のみ)

- ①見舞費用保険金を補償する場合 ..... 0.55円
- ②見舞費用保険金を補償しない場合 ..... 0.50円
- ③事故対応費用保険金を社員現地派遣費用のみに限定する場合 ..... 0.11円

#### 4. 多数割引

1 包括契約につき、年間の取扱旅行者数により、次の割引率が適用できます。

年間取扱旅行者数		割引率
1,000名以上	5,000名未満	5%
5,000名以上	25,000名未満	10%
25,000名以上	50,000名未満	15%
50,000名以上		20%

#### 5. お支払いいただく保険料の算出方法

次の算式で計算します。

$$\left\{ \frac{1 \text{名あたり保険金額}}{1,000 \text{円}} \times \frac{(\text{基本料率} - \text{見舞費用不担保割引} + \text{疾病危険等担保割増}) \times (1 - \text{多数割引率})}{365 \text{日}} \right\} \times \text{延べ旅行日数}$$

※ご契約2年目以降、ご契約実績により優良割引が適用される場合があります。

## ご契約に関するご注意

- ・ **保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ・ **保険証券**：保険証券が1か月以上経過しても届かないときは、お手数ながら弊社へお問い合わせくださいますようお願いいたします。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間（保険のご契約期間）およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

このパンフレットは、旅行特別補償保険・旅行事故対策費用保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『**重要事項説明書**』をよくお読みください。また、詳細は『旅行特別補償保険・旅行事故対策費用保険 普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者（複数の場合には全被保険者）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

保険に関するお問い合わせは

**東京海上日動カスタマーセンター**

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



**0120-868-100**

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

お問い合わせ先

**東京海上日動火災保険株式会社**

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



**Insurance for the Earth**

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて  
地球の安心・安全をひろげます。